

多可町立多可中学校校章デザイン選定要領

(趣旨)

- 1 この要領は、多可町立多可中学校校章デザイン募集要項により応募された作品の中から、校章デザイン（候補）を選定するために必要な事項を定める。

(選定基準)

- 2 選定基準は、次のとおりとする。
 - (1) 多可町唯一の統合中学校としてふさわしい校章デザインであること。
 - (2) 未発表かつ自作の校章デザインであること。
 - (3) その他、多可町立統合中学校開校準備委員会（以下「開校準備委員会」という。）で必要と認めた基準を満たす校章デザインであること。

(選定方法)

- 3 選定は、第1次選定、第2次選定及び最終選定により行い、開校準備委員会及び開校準備委員会総務部会（以下「総務部会」という。）の投票により決定する。その手順は以下のとおりとする。
 - (1) 第1次選定
 - ① 第1次選定では、総務部会において、応募のあった作品の中から約10作品を選定する。
 - (2) 第2次選定
 - ① 第2次選定では、総務部会において、第1次選定で選定された約10作品の中から約5作品を選定する。
 - ② 総務部会で選定した約5作品を優秀作品とし、開校準備委員会に報告する。
 - (3) 最終選定
 - ① 最終選定では、開校準備委員会において、第2次選定で選定された優秀作品約5作品の中から1作品を選定する。
 - ② 委員は、優秀作品約5作品の中から、1作品に投票し、過半数の票を得た作品を多可中学校の校章デザイン（候補）とする。
 - ③ 過半数を得た作品がない場合は、得票数の多い上位2作品を対象に再度投票を行う。

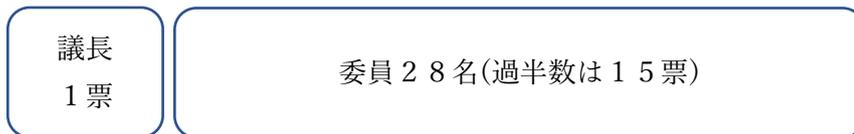
(その他)

- 4 この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、開校準備委員会又は総務部会で協議して定めるものとする。

多可町立統合中学校「校章デザイン」選定手順について

■最終選定

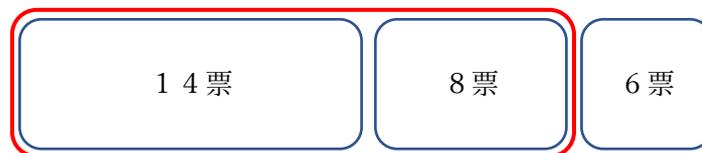
- ①最終選定は、開校準備委員会委員の投票で校章デザイン(候補) 1 作品を選定する。
ただし、当日出席した委員数を当日有権者数とする。
- ②議長を除く委員の投票により決定する。委員 1 人の投票数は 1 票とする。



例 1) 第 2 次選定で選定された 6 作品から、過半数の票を得た作品 1 点を校章デザイン(候補)とする。



例 2) 過半数の票を得た作品がない場合は、得票数の多い上位 2 作品を対象に、再投票を行い、得票数の多い作品 1 点を校章デザイン(候補)とする。



例 3) 過半数の票を得た作品がなく、第 2 位以降の得票数が同数の場合は、第 2 次選定の得票数が上位の作品を上位とする。



例 4) 上位 2 作品による再投票において、得票数が同数の場合は、議長の投票により決する。



ただし、議長は、議長が必要と認める場合において、委員との協議により、その選定方法を決定することができることとする。

その他疑義が生じた場合は、開校準備委員会で協議する。